

令和7年度 寒河江市販売促進事業費補助金(概要版)

1 事業概要

市内の中小企業者等及び商工団体がポストコロナやインバウンド等による環境の変化に対応し、販売促進や外国人観光客受入れ環境整備等を図るために実施する事業を支援することを目的として、補助金を交付するもの。

2 補助対象者

- 市内に本社又は生産拠点を有する中小企業・小規模企業者等で、以下の要件を満たす事業者
- 市税の滞納がないこと
 - 性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと
 - 寒河江市暴力団排除条例に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと

3 補助対象事業・補助率・補助金額・補助対象経費

1) 店舗等改装事業

(対象事業) 店舗等の機能及び魅力を向上させ、集客力の増加等を図るための店舗の改装で、費用が80万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の工事 等

補助金額	上限50万円	補助率	3分の1
対象経費	内装工事、外装工事、給排水・ガス設備工事、電気工事、美装工事 等		

2) 新分野・新商品等チャレンジ事業

(対象事業) ①市場に同様の商品若しくは技術がない、又はほとんど普及していないもの、
②市場にある同様の製品及び技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの、
③事業者が従来持っている商品、技術等を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの

補助金額	上限50万円	補助率	2分の1
対象経費	市場調査費、原材料費、機械装置、工具又は機器の購入費、外注加工費、技術指導費、産業財産権の取得に要する経費、広報費、当該事業に必要な改装費		

3) デザイン改良事業

(対象事業) 商品、パッケージ、ホームページ、店舗内外の意匠、デザインを制作・改良し、販売促進に繋げるもの

補助金額	上限20万円	補助率	2分の1
対象経費	デザイン制作等に要する経費、コンサルタント委託料等、案内表示の多言語化に要する経費、インバウンド向けサイト掲載初期費用		

4) キャッシュレス決済・インバウンド対応機器導入事業

(対象事業) キャッシュレス決済端末等を導入し、幅広い決済方法を可能とする事業又はインバウンド対応力強化のために導入する事業

補助金額	上限10万円	補助率	2分の1
対象経費	キャッシュレス決済端末及びその附属品の購入費用、端末の設置費用、決済端末の設置と併せて行うインターネット回線の開設に要する費用、多言語翻訳機器購入費用		

5) 販売促進共同事業

(対象事業) 販売促進及び集客増加のために複数の店舗が共同で実施するセール、イベント等の事業

補助金額	上限25万円	補助率	3分の2
対象経費	広報費(印刷代、新聞折込料等)、イベント会社等への委託料、賃借料		